



令和8年4月8日
海事局船員政策課

船員の安全や労働環境向上の優れた取組を募集します 「船員安全・労働環境取組大賞（SSS大賞）」の選定・表彰～

海事局では、船員の安全や労働環境の向上に係る優れた取組を「船員安全・労働環境取組大賞」として表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図っています。
この度、令和8年度の選定に向けた募集を開始します。

1. 船員安全・労働環境取組大賞（SSS大賞）とは

「船員安全・労働環境取組大賞」は、第12次船員災害防止基本計画における取組の一環として実施している表彰制度で、この大賞の略称は「SSS（トリプルエス）大賞」（Award for Safety and Smart Environment for Seafarers）です。

【表彰の目的】 優れた取組を「船員安全・労働環境取組大賞」として表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図ることにより、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献すること

【応募資格】 船員、船舶所有者及びその関係者

【応募対象】 船員災害防止（災害・疾病）、労働環境向上に係る取組

【選定・表彰】 大賞（1者）及び特別賞（1者又は複数）を選定

※海事局長より表彰状を授与します。

2. 募集期間

令和8年4月8日（水）～6月12日（金）まで ※当日消印有効

3. 大賞・特別賞の選定等

応募された取組については、「トリプルエス大賞選考委員会」で審査の上、大賞及び特別賞を選定します。

4. 応募方法

応募に当たっては、募集期間中に地方運輸局等（運輸支局、海事事務所を含む。）へメール、郵送又は窓口への持参により、次の書類をご提出下さい。

①船員安全・労働環境取組大賞応募申請書 ②参考資料（A4サイズ10枚まで）

※募集リーフレットについては別紙

過去の取組については国土交通省ホームページにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000014.html



【問い合わせ先】

海事局船員政策課労働環境対策室 浅野、鈴木

（代表）03-5253-8111（内線）45-146、45-144

（直通）03-5253-8652 hqt-senin@mlit.go.jp

令和8年度 船員安全・労働環境取組大賞

<略称:トリプルエス大賞: Award for Safety and Smart Environment for Seafarers>

船員災害防止・労働環境の向上に向けた取組を募集！
優れた取組を表彰します！

応募期限：令和8年6月12日
結果発表：同年9月予定



令和8年度 船員安全・労働環境 取組大賞



応募対象

- ① 船員災害防止（災害・疾病）
（例：ヒヤリハット事例の水平展開、船員の安全教育、熱中症対策、感染症予防の取組など）
- ② 労働環境向上
（例：船内のライブカメラを通じた陸上からの作業支援、女性の就労支援、居住区の向上など）



応募資格

- 船員、船舶所有者又はその関係者
※グループ単位、他薦でもOK！



応募方法

- 最寄りの運輸局等にメール、郵送、持参で提出
- 申請書類に参考資料を添付
- 応募期限：令和8年6月12日

表彰・公表

- 船員労働安全衛生月間（9月）に、国土交通省本省で海事局長が表彰状を授与します。
- 表彰式の写真、取組の詳細は国土交通省のホームページに掲載します。
- 2014年からの受賞者の取組は、ベストプラクティス集にまとめてホームページに公表します。

取引先へのアピール

- 全国各地で開催される船員災害防止大会（9月）で、優れた取組としてPRする機会を設けます。
- 受賞者はロゴマークを使用できます（名刺にどうぞ！）

求職者へのアピール

- 海技者セミナー*で、受賞者を掲示します。
- 海技者セミナーに優先的に参加することができます。
- 求人票に受賞者であることを記載できます。

*地方運輸局主催で行われる海運事業者による企業説明・就職面接会



審査方法

- トリプルエス選考委員会における審査を経て、海事局長が大賞・特別賞を決定します。

<選定基準>

- ◆先進的
・革新性・独自性のある取組を評価！
- ◆模範的・実践的
・他の者に参考となる取組・実践できる取組を評価！
- ◆効果的（船員災害防止・海難防止、労働環境向上）
・効果が上がる取組を評価！

<連絡先>

国土交通省 海事局船員政策課 労働環境対策室

Eメール：hat-senin@mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8111（内線：45-146、45-144）

直通：03-5253-8652

※最寄りの運輸局窓口にもお問合せできます！